

財務金融委員会

財務金融調査室

所管事項の動向

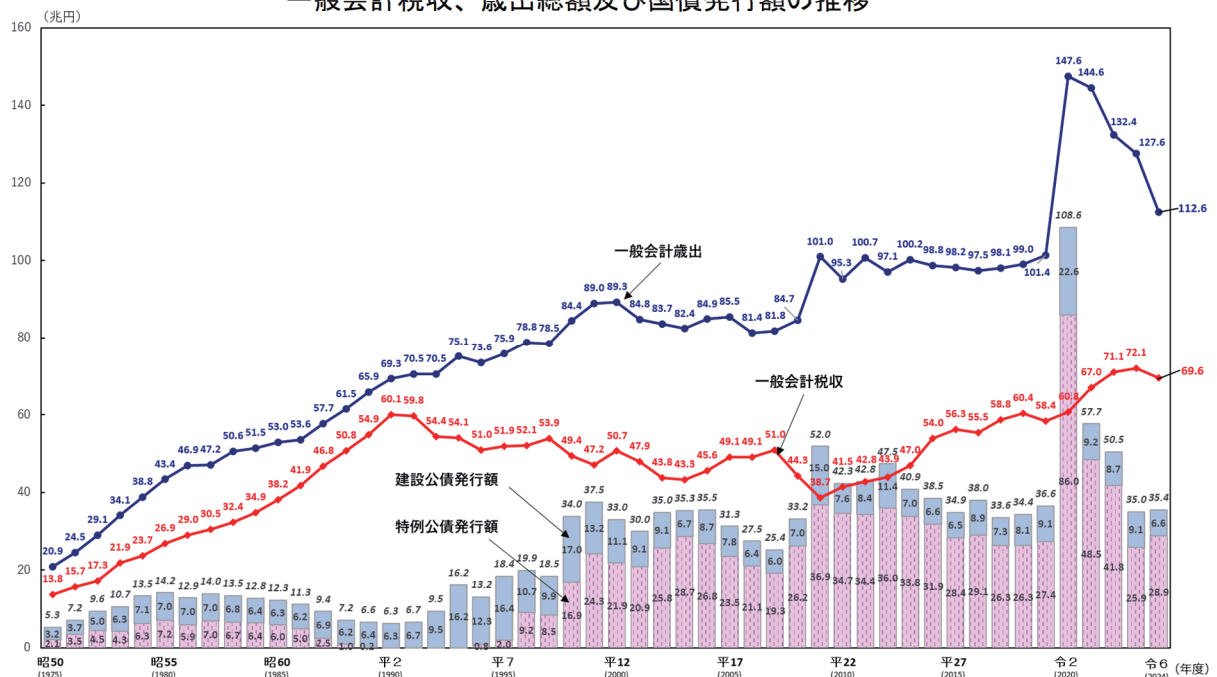
1 財政

(1) 我が国の財政の現状

ア 一般会計税収・歳出の概要

近年は、景気の持ち直しに伴い税収が増加傾向にあり、令和6年度一般会計（当初）において、税収は69.6兆円が見込まれている。一方、歳出総額は112.6兆円を計上することから、国債の新規発行額は35.4兆円となっている。

一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移



(注1) 令和5年度までは決算、令和6年度は予算による。

(注2) 特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び平成25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入4.4兆円が含まれている。

(出所) 財務省資料を基に作成

イ 公債依存の現状

我が国の財政は、歳出が租税等収入を上回る状況が続いており、歳入不足分の相当額を公債金収入に頼る公債依存体質となっている。

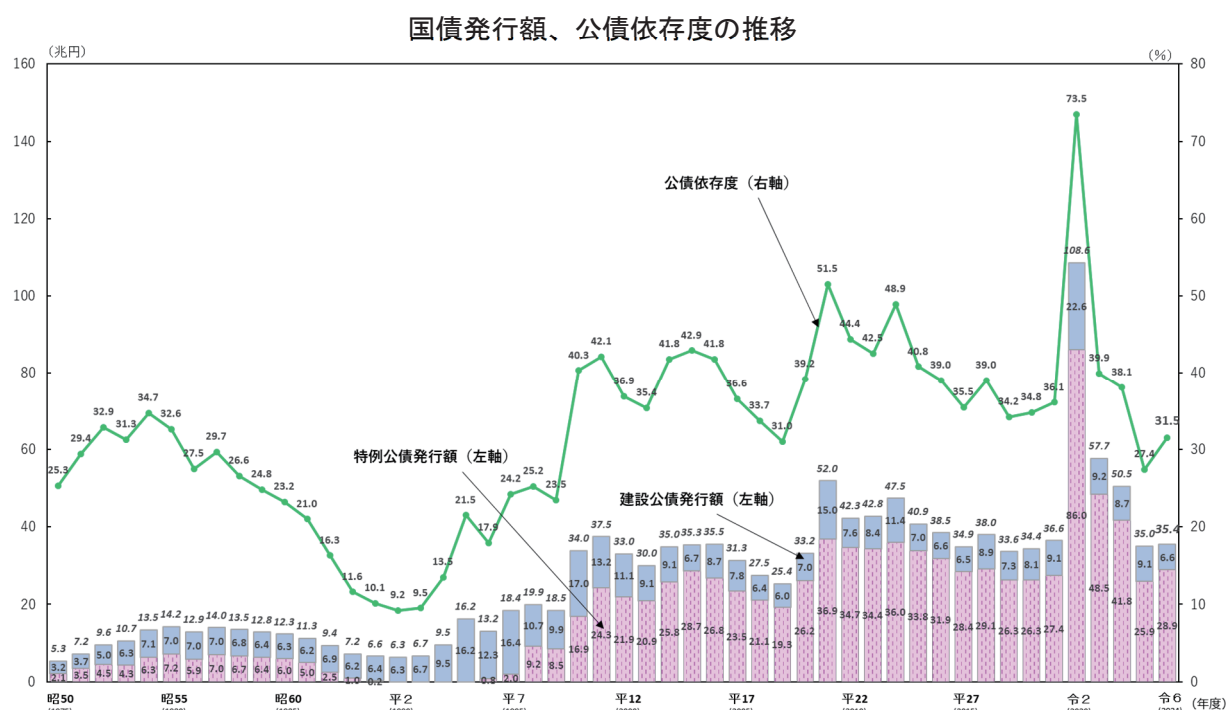
我が国では、昭和40年当時、不況による税収不足を補うための特例公債が、戦後初めて発行された。その後しばらくは特例公債の発行が行われなかったが、景気悪化に伴う税収の伸び悩みにより、昭和50年度に再び特例公債を発行することとなった。

昭和60年代のいわゆるバブル経済による税収の伸びに恵まれ、平成2年度には特例公

債を発行することなく予算を編成するに至ったが、その後の景気低迷への対応や、高齢化の進展による社会保障給付額の増加により、平成6年度以降は再び特例公債の発行を余儀なくされている。

その後も特例公債への依存が続いていたが、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれたことを受け、平成時代終期の公債依存度（一般会計歳出総額に占める国債発行額の割合）は30%台で推移していた。

しかし、令和2年度には新型コロナウイルス感染症への対応等のために編成された補正予算で多額の追加歳出が計上され、その財源を主に公債金としたことから、公債依存度は73.5%に急増した。なお、令和6年度の公債依存度は31.5%と見込まれている。



(注1) 令和5年度までは決算、令和6年度は予算による。

(注2) 特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び平成25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(出所) 財務省資料を基に作成

(2) 我が国の財政の課題

ア 国債残高の累増

我が国の国債残高は、累増の一途をたどっており、令和6年度末には1,105兆円に上ると見込まれている。このような公債依存について、我が国は受益と負担の均衡がとれておらず、現在の世代が自分たちのために財政支出を行えば、将来世代へ負担を先送りすることになり、「受益と負担のアンバランス」、「望ましくない再分配」、「財政の硬直化による政策の自由度の減少」、「国債や通貨の信認の低下などのリスクの増大」といった問題点があ

るとの指摘¹もある。

イ 財政健全化目標

平成 30 年 6 月に策定された財政健全化目標では、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス、P B）²の黒字化や債務残高（公債等残高³）対G D P（国内総生産）比の安定的な引下げ等が掲げられた。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月閣議決定）（以下「骨太の方針2024」という。）においても、「2025年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対G D P比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」としている。

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和 6 年 7 月）では、民需主導の堅調な成長が続く中、一定の前提の下で、2025 年度の P B は黒字化する姿となることが示されたが、補正予算が組まれれば赤字になるのではないかと指摘⁴がある。

本年 10 月、石破内閣が発足し、新たに就任した加藤財務大臣は、前政権の財政運営を継承する姿勢を示し、経済あつての財政との基本的な考え方のもとで、民需主導の持続的な成長を実現するため、真に効果的な財政需要については機動的に対応すること、また財政健全化の旗を下ろさず、財政に対する市場の信認を確保し、将来世代への責任を果たすため歳出改革努力などに取り組んでいくことで、経済再生と財政健全化の両立を進めていく旨を述べている⁵。

2 税制

(1) 税収の推移

一般会計税収の合計は平成 2 年度に 60 兆円に達した後、40 兆円台から 50 兆円台で推移していた。平成 21 年度は経済情勢の悪化により 30 兆円台まで低下したが、その後は回復傾向を示し、令和 4 年度には 70 兆円を超えた。令和 5 年度決算の税収は 72.1 兆円となり、4 年連続で過去最高となった⁶。令和 6 年度当初予算では、69.6 兆円の税収が見込まれている。

税目別税収をみると、所得税は、近年 20 兆円を超える規模となっていたが、令和 6 年度当初予算においては、定額減税の影響等により、約 17.9 兆円への減収が見込まれている。

¹ 財務省「日本の財政関係資料」令和 6 年 10 月

² 「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

³ 普通国債（建設国債、特例国債、復興債、借換債）、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金の残高の合計。

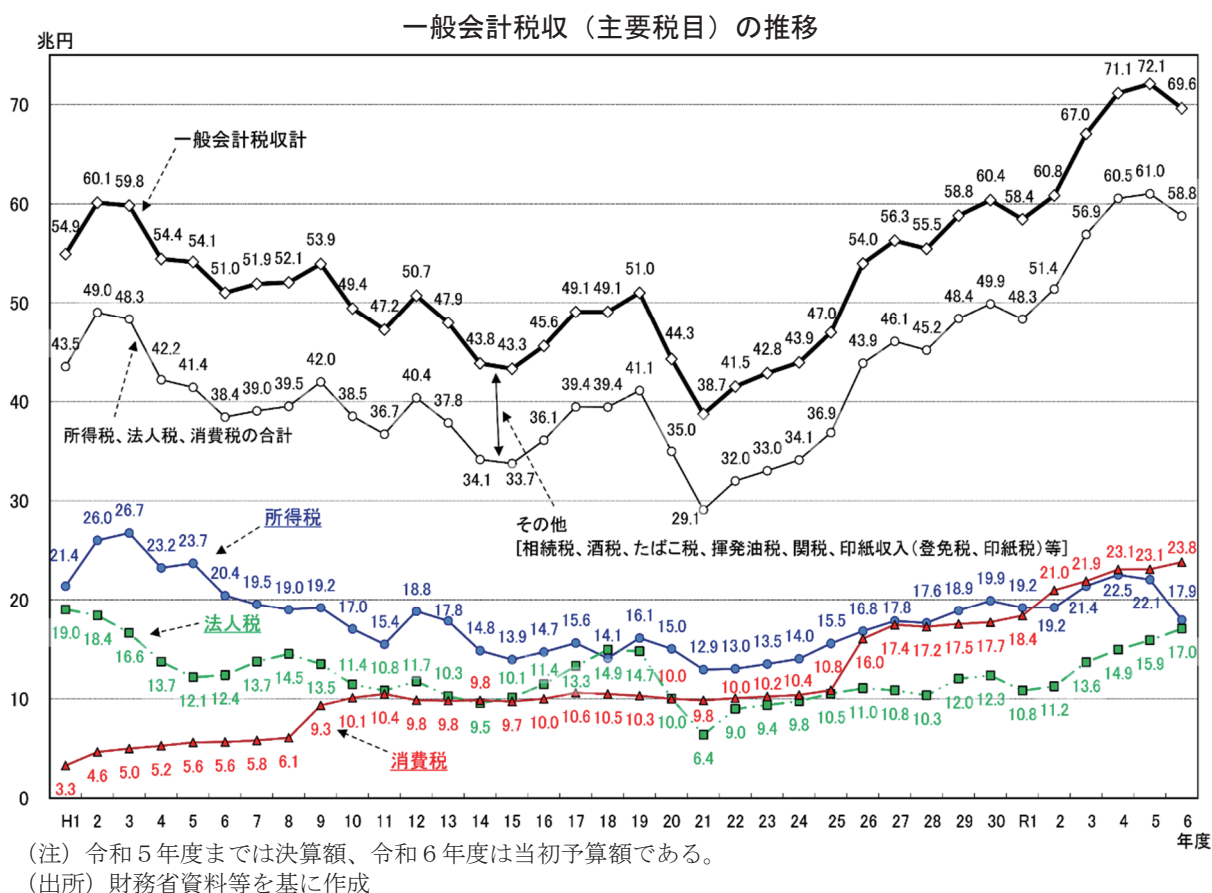
⁴ 令和 6 年第 11 回経済財政諮問会議（令 6.7.29）中空議員

⁵ 加藤財務大臣記者会見（令 6.10.2）

⁶ 報道によると、令和 5 年度補正予算段階では令和 4 年度実績を下回ると見込まれていたが、円安や株高を背景に企業の好決算が相次ぎ法人税収が 32 年ぶりの高水準となったこと、国内消費が堅調に推移したことで消費税収が過去最高となったこと等により、見込みを大きく上回る結果となった。（『日本経済新聞』（2024.7.4）、『毎日新聞』（2024.7.4））

法人税は、平成21年度に消費税を大きく下回って以降、おおむね10兆円台前半で推移していたが、令和5年度決算では15兆円を超え、令和6年度当初予算でも企業業績が好調に推移するとみられ、増収が見込まれている。消費税は、平成元年に制度が創設されて以降、安定的に推移しており、三度の税率引上げを経て令和2年度には所得税を上回る税収となった。令和6年度当初予算では物価高やインボイス制度導入を背景に⁷、過去最高の約23.8兆円と見込まれている。

なお、近年では、所得税、法人税及び消費税で税収全体の80%以上を占めている。



(2) 令和6年度税制改正等

ア 年度改正

令和6年度税制改正では、物価高を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等の観点から、所得税の定額減税の実施、賃上げ促進税制の強化、戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設等が行われた。

所得税の定額減税は、令和6年分の所得税について、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円を控除するもので、令和6年6月1日から実施されている（令和6年度分の個人住民税については、1人につき1万円を控除）。ただし、当該減税は、納税

⁷ 『読売新聞』（2023. 12. 23）

者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円相当）以下である場合に限られている。

イ 能登半島地震への税制上の対応

令和6年能登半島地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害が多数であり、多くの被災者が避難生活を余儀なくされた⁸。当該災害については、発災日が1月1日と、令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を踏まえ、同災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、納税者の選択により令和5年分の所得において、その損失の金額について雑損控除の適用を可能とする特例等の措置が講じられた。

(3) 今後の税制改正に関する動向

ア 扶養控除等の見直し

第213回国会における子ども・子育て支援に関する施策を強化する「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）の成立により、児童手当の支給期間の高校生年代までの延長を含む拡充策が、令和6年10月分から実施されている。児童手当の拡充に際し、「こども未来戦略方針⁹」において、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理することとされていた。

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）においては、16歳から18歳までの扶養親族に係る扶養控除制度の控除額の見直し（国税38万円から25万円への引下げ）について、令和7年度税制改正において結論を得ることが決定された。その前提として、当該見直しにより各府省庁の所管制度等（社会保障制度や教育等）の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、適切な対応を行う等の必要があるとされ、その状況等を確認することが要請された。

令和6年2月には、各府省庁が上記の状況等を確認するための「扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」が開催された。

また、同大綱においては、ひとり親控除について、対象となるひとり親の所得要件を合計所得金額1,000万円以下（現行500万円以下）に引き上げ、控除額を所得税38万円（現行35万円）、個人住民税33万円（現行30万円）に引き上げるとし、こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得るとされた。

⁸ 非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」（令和6年10月29日）によれば、人的被害は死者412人、行方不明者3人、負傷者1,341人とされ、住家被害は全壊6,425棟、半壊23,892棟等とされている。

⁹ 「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（令和5年6月13日閣議決定）

イ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

税制措置については、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において、法人税、所得税及びたばこ税により令和9年度時点で1兆円強を確保するとの方針が決定された。

続いて、「令和6年度税制改正の大綱」において、たばこ税について、加熱式たばこと紙巻たばことの間の税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用するとされ、その上で、国税のたばこ税率を引き上げ、課税の適正化による増収と合わせ、3円／1本相当の財源を確保するとされた。令和6年3月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第8号）の附則第74条において、政府は、令和9年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとするが規定された。

「骨太の方針2024」においては、税制措置については「令和5年度税制改正の大綱」及び「令和6年度税制改正の大綱」に示された基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるとされている¹⁰。

ウ 与党の令和6年度税制改正大綱における検討項目等

(7) 子育て支援に関する政策税制

「令和6年度税制改正大綱」（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）（以下「与党大綱」という。）では、子育て世帯等に対する①住宅ローン控除の拡充、②住宅リフォーム税制の拡充、③生命保険料控除の拡充について、令和7年度税制改正で検討し、結論を得るとされた。その上で、①及び②は令和6年限りの措置として先行的に対応するとされ、「所得税法等の一部を改正する法律」により措置された¹¹。令和7年度税制改正に向けては、国土交通省等より、令和6年度税制改正で措置された①及び②について、令和7年度改正においても与党大綱の方針に沿った措置を講じるよう要望されたほか、③について金融庁等から、与党大綱で示された内容¹²で措置することが要望された。

(4) スタートアップへの投資に係る税制措置

与党大綱では、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化の観点から、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置¹³における再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討するとされ、「骨太の方針

¹⁰ 令和6年10月15日、石破内閣総理大臣は、NHKの番組内において、税制措置の開始時期について令和7年度税制改正で結論を出す必要があるとの認識を示した。

¹¹ ①住宅ローン控除の拡充：令和6年分の所得税額に対する住宅ローン控除について、子育て世帯等（19歳未満の子を有する世帯又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う等の措置を行う。

②住宅リフォーム税制の拡充：子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事を所得税額控除の適用対象に加える。

¹² 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずること。

¹³ 当該措置の適用を受けるには、株式譲渡益が発生した年内にスタートアップへの再投資を行う必要がある。

2024」においても、見直しを検討することが明記された。令和7年度税制改正に向けては、経済産業省から、当該措置の再投資期間を株式譲渡益等が発生した同一年内から複数年に延長すること等が要望された。

(ウ) 外国人旅行者向け免税制度

与党大綱では、免税購入物品に関し、当該物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発しているなど、制度が不正利用されている実態を踏まえ、「出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度」として、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る方針が示された。「骨太の方針2024」においても、同様に見直しを推進することが明記された。令和7年度税制改正に向けては、国土交通省等から、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、制度の詳細について結論を得ることが要望された。

エ 「年収103万円の壁」等に関する動向

いわゆる「年収103万円の壁」の見直しについて、給与所得者の場合、年収が103万円¹⁴を超えると所得税が課税されるが、この103万円という課税の最低ラインの見直しが焦点となっている。

「103万円の壁」はパート労働者等の就労意欲を奪う心理的障壁になっており、見直しを行うことで、手取り増による消費喚起が経済活性化につながるほか、労働時間が増えれば、人手不足の解消にもつながるとみられている¹⁵。一方、大学生など19～22歳の子供がアルバイトで103万円を超える収入を得た場合、学生を扶養する親の所得控除がなくなり、親は増税となるため世帯の手取りが減ってしまうという問題が指摘されている¹⁶。

103万円という課税の最低ラインを引き上げる場合、設定ラインが高いほど国と地方合わせた減収額が大きくなるが、財源の確保策のほか、高所得者ほど減税額が大きくなるという課題もある。

加えて、ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税）を一時的に引き下げる「トリガー条項」¹⁷の凍結解除も焦点となっている。

令和6年11月22日に閣議決定された経済対策¹⁸においては、「103万円の壁」に関し、「令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる」、「ガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）」については、「自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得る」ことが

¹⁴ 給与所得控除の最低金額55万円と基礎控除の48万円を合計した金額

¹⁵ 『読売新聞』（2024. 11. 6）

¹⁶ 『読売新聞』（2024. 11. 15）

¹⁷ ガソリン価格の全国平均が3か月連続で1リットル当たり160円を超えた場合に、ガソリン税の上乗せ分税率（1リットル当たり25.1円）の適用が停止され、本則税率（同28.7円）が適用される仕組み。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第44条により、「別に法律で定める日までの間」、適用が停止されている。

¹⁸ 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～（令和6年11月22日閣議決定）

明記された。これらに伴う諸課題に関しては、「今後、検討を進め、その解決策について結論を得る」とされ、引き続き協議・検討が進められる。

(参考) 近年の税制改正等に関する主な動き

令和3年	1月26日	「所得税法等の一部を改正する法律案」(令和3年度税制改正法案)国会提出 (主な内容) ・デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設 ・中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 ・住宅ローン控除制度の特例の延長
	3月26日	「令和3年度税制改正法」成立
	(10月4日内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、岸田内閣発足)	
	(10月14日解散、10月31日総選挙)	
	12月24日	「令和4年度税制改正の大綱」閣議決定
令和4年	1月25日	「所得税法等の一部を改正する法律案」(令和4年度税制改正法案)国会提出 (主な内容) ・賃上げに係る税制の拡充 ・オープンイノベーションの促進に係る税制の拡充 ・住宅ローン控除制度の見直し
	3月22日	「令和4年度税制改正法」成立
	12月23日	「令和5年度税制改正の大綱」閣議決定
令和5年	2月3日	「所得税法等の一部を改正する法律案」(令和5年度税制改正法案)国会提出 (主な内容) ・NISA制度の抜本的拡充・恒久化 ・スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 ・極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入 ・資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等(相続時精算課税制度等の見直し) ・最低税率15%以上の課税を各国ごとに確保するためのグローバル・ミニマム課税の導入
	3月28日	「令和5年度税制改正法」成立
	10月1日	消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施
	12月22日	「令和6年度税制改正の大綱」閣議決定
令和6年	2月2日	「所得税法等の一部を改正する法律案」(令和6年度税制改正法案)国会提出 (主な内容) ・所得税の定額減税の実施 ・ストックオプション税制の適用要件の見直し ・賃上げ促進税制の強化 ・戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設 ・プラットフォーム課税制度の導入
	2月16日	「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案」(能登税特法案)国会提出 (主な内容) ・雑損控除の特例 ・災害減免法による所得税の軽減免除の特例
	2月21日	「能登税特法」成立
	3月28日	「令和6年度税制改正法」成立
	(10月1日岸田内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、石破内閣発足)	
	(10月9日解散、10月27日総選挙)	

(出所) 当室作成

3 金融

(1) 日銀の金融政策

ア 日銀の金融政策の概要

(7) 共同声明の公表及び「物価安定の目標」の導入

平成 24 年 12 月にデフレからの脱却を掲げた第 2 次安倍政権が発足し、その直後の平成 25 年 1 月、政府・日銀は「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（いわゆるアコード）を公表し、以来、政策運営における政府・日銀の緊密な連携が継続されている。共同声明と同時に日銀は、消費者物価の前年比上昇率を 2 % とする「物価安定の目標」を導入した。

(4) 「量的・質的金融緩和」及び「長短金利操作」などの導入

黒田前総裁就任後の平成 25 年 4 月、日銀は「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。この政策は、2 % の物価安定目標を 2 年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現するため、日銀が世の中に直接的に供給するマネタリーベース（流通現金及び日銀当座預金）を 2 年間で 2 倍に拡大するなどとするもので、「異次元の金融緩和」と呼ばれる。それまで日銀は短期金利を金融市場調節の操作目標として物価の安定を目指していたが、これにより主な操作目標は「量」（マネタリーベース）に変更された。

平成 28 年 1 月には、それまで欧州の一部で採用されていた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入された。この政策は、金融機関が日銀に保有する当座預金の一部にマイナス 0.1 % の金利を適用するもので、短期金利をゼロ % 以下に押し下げる効果を狙ったものである。これにより、金融政策に再び「金利」の概念が追加された。

さらに、同年 9 月には、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入された。短期のマイナス金利のみならず、長期金利をも操作する長期と短期の金利操作（イールドカーブ・コントロール）が政策枠組みの中心に据えられ、長期金利について 10 年物国債金利が 0 % 程度で推移するよう長期国債の買い入れを行うこととされた。これにより、主な政策ターゲットは「量」から「金利」に戻ることとなった。

「異次元の金融緩和」の枠組みの変遷（各枠組み終了時点の概要）

金融緩和策			量的・質的金融緩和	マイナス金利付き 量的・質的金融緩和	長短金利操作付き 量的・質的金融緩和
時 期			平成25年4月～	平成28年1月～	平成28年9月～ 令和6年3月
金融市場調節方針	マネタリーベース・コントロール	マネタリーベース年間増加額	約80兆円	同左	10年物国債金利が0％程度で推移するように国債の買入れ量を調整
	長短金利操作	長期金利	—		10年物国債金利が0％程度 （上限は1.0％目途）
		短期金利	—	マイナス金利 （金融機関が保有する日銀当座預金の「一部」に▲0.1％の金利を適用）	同左
資産買入れ方針	長期国債 買入れ量と年限	保有残高の年間増加ペース	約80兆円	同左	必要な金額 （上限を設けない）
		買入れの平均残存期間	7～12年程度	同左	期間の定めなし
	ETFの買入れ	保有残高の年間増加ペース	約3兆円 （＋別枠3,000億円）	約6兆円	必要に応じた金額 （上限約12兆円）

(出所) 当室作成

(ウ) 「異次元の金融緩和」の終了とその後の金融政策運営

令和5年4月の植田総裁の就任を経て、翌令和6年3月、日銀は、2%の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を終了することとした。具体的には、長期金利操作をやめるとともに、金融市場調節の主たる操作手段を短期金利のみに戻し、短期金利の水準を0～プラス0.1%程度に誘導することとした（マイナス金利政策の終了）。加えて、量的政策である長期国債の買入れはこれまでと概ね同程度の金額とする一方、質的政策であるETFについては新規買入れを終了した。政策変更にあたり植田総裁は、「量的・質的金融緩和」以降11年間にわたって続けてきた大規模な金融緩和はその役割を果たしたとし、当面は緩和的な環境を維持しつつ、「普通の金融政策」を行っていくと発言¹⁹し、「異次元の金融緩和」の終了を表明した。

さらに、同年7月には、短期金利の誘導目標を0.25%程度に引き上げることを決定した。先行きの金融政策運営について、植田総裁は、海外経済の今後の展開や金融資本市場の動向が及ぼす影響などを見極めつつ、日銀の経済・物価の見通しが実現していくとすれば、それに応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していく旨を述

¹⁹ 令和6年3月19日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

べ²⁰、利上げにより緩和的な金融環境を終了させていくための要件を示している。

(イ) 日銀の長期国債保有残高

「量的・質的金融緩和」の導入以降、時期によりそのペースに変動はあるものの、日銀の長期国債保有残高は増加傾向が続いてきた。「量的・質的金融緩和」の導入直前の平成 25 年 3 月時点で 100 兆円弱であった日銀の長期国債保有残高は、令和 6 年 6 月時点では 500 兆円台後半まで増加し、発行済長期国債残高に占める保有割合も 10%強から 50%を超える水準へと大きく上昇した。

日銀は、「異次元の金融緩和」の終了後の令和 6 年 6 月、長期国債買入れを減額していく方針を決定、同年 7 月には、利上げとともに月 6 兆円程度であった買入額を令和 8 年 1-3 月に月 3 兆円程度とする減額計画を決定した。日銀が保有する国債の平均的な償還額は月 6 兆円程度とされており、令和 6 年 8 月には、日銀の長期国債保有残高は前年同月比で減少に転じている。計画に基づくと、今後はゼロ近傍から徐々にマイナス幅を拡大していくことが予想される。

日銀の保有長期国債増加額の推移



(出所) 日銀統計を基に作成

イ 物価の動向と見通し

(ア) 「物価安定の目標」達成状況及び今後の物価見通し

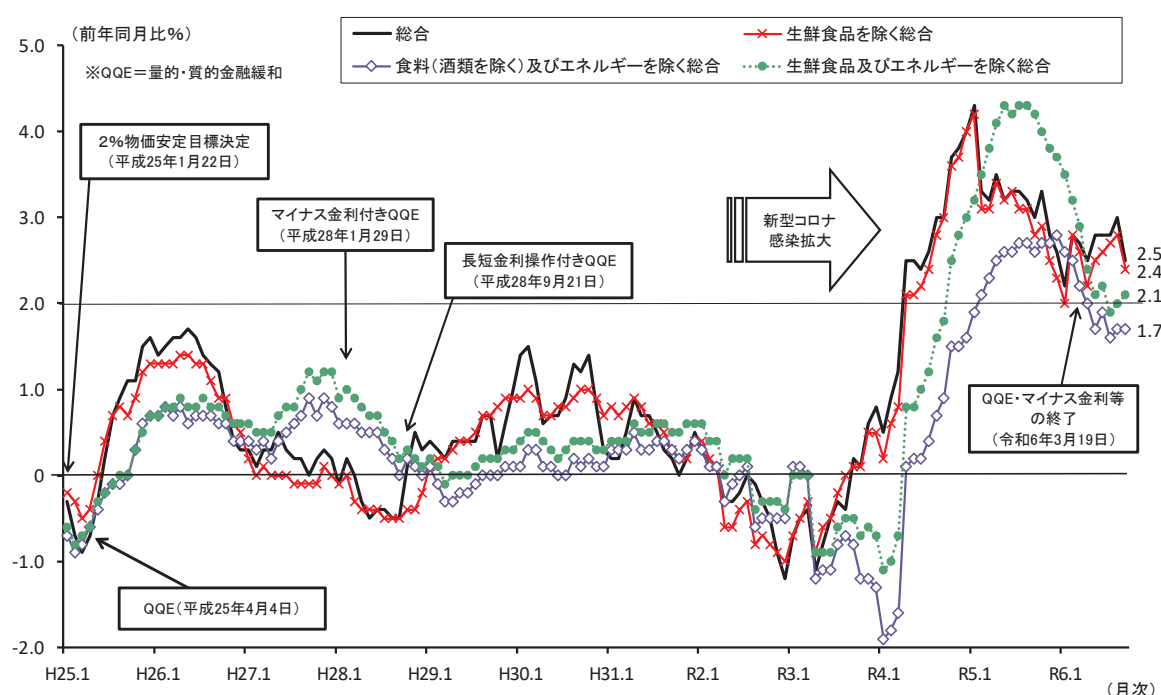
平成 25 年 1 月の 2%の「物価安定の目標」導入以降、消費者物価指数（C P I）の上昇率は、下図のように推移している。

平成 25 年 4 月の「量的・質的金融緩和」導入当初、日銀は、2%の「物価安定の目標」

²⁰ 令和 6 年 10 月 31 日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

の達成時期について、黒田前総裁の2年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現との発言と整合的な2015（平成27）年度を中心とする期間との見方を示していた。しかし、黒田前総裁の在任中に、持続的・安定的に物価安定目標を実現したと日銀が判断するには至らなかった。目標が達成できなかった理由について、黒田前総裁は退任記者会見で、長きにわたるデフレの経験から、賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムが根強く残っていたことが影響していると述べた。

各種消費者物価指数上昇率の推移



（出所）総務省統計局「消費者物価指数（CPI）」、「消費税調整済指数（参考値）」を基に作成

ただし、物価上昇率は、令和3年後半以降、エネルギー価格の高騰や海外と我が国の金利差等を通じた円安による輸入物価の上昇などによって、代表的な4つの指数全てで上昇率が一時2%を大きく超えた。エネルギー価格を含む2つの指数（「総合（—線）」「生鮮食品を除く総合（—x—線）」は、政府の負担軽減策の効果等もあって上下に動いているが、足下では4指数の全てでピークアウトし、2%前後の水準に近づいてきている。

また、一般に価格変動が滑らかであるサービス価格の影響が大きい、残る2つの指数（「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合（—◇—線）」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合（…●…線）」においても従前よりも消費者への価格転嫁が進んでいる様子がみられ、企業の価格設定行動に変化が生じつつあることを示している。

このような日銀の昨年時点の見通しを上回る物価上昇基調を受け、日銀の令和6（2024）年10月時点の「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2024年度に2%台半ばとなったあと、2025年度及び2026年度には、概ね2%程度になるとし、見通し期間後半には「物価安定の目標」と概ね整合的な水準で推

移すると予想している。これは、消費者物価の基調的な上昇率が、賃金と物価の好循環が引き続き強まることなどによって徐々に高まっていくとの見通しに基づいている。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の政策委員の大勢見通し^(注)

(単位：%)	2024年度	2025年度	2026年度
2024年10月時点	+2.5	+1.9	+1.9
2024年7月時点	+2.5	+2.1	+1.9

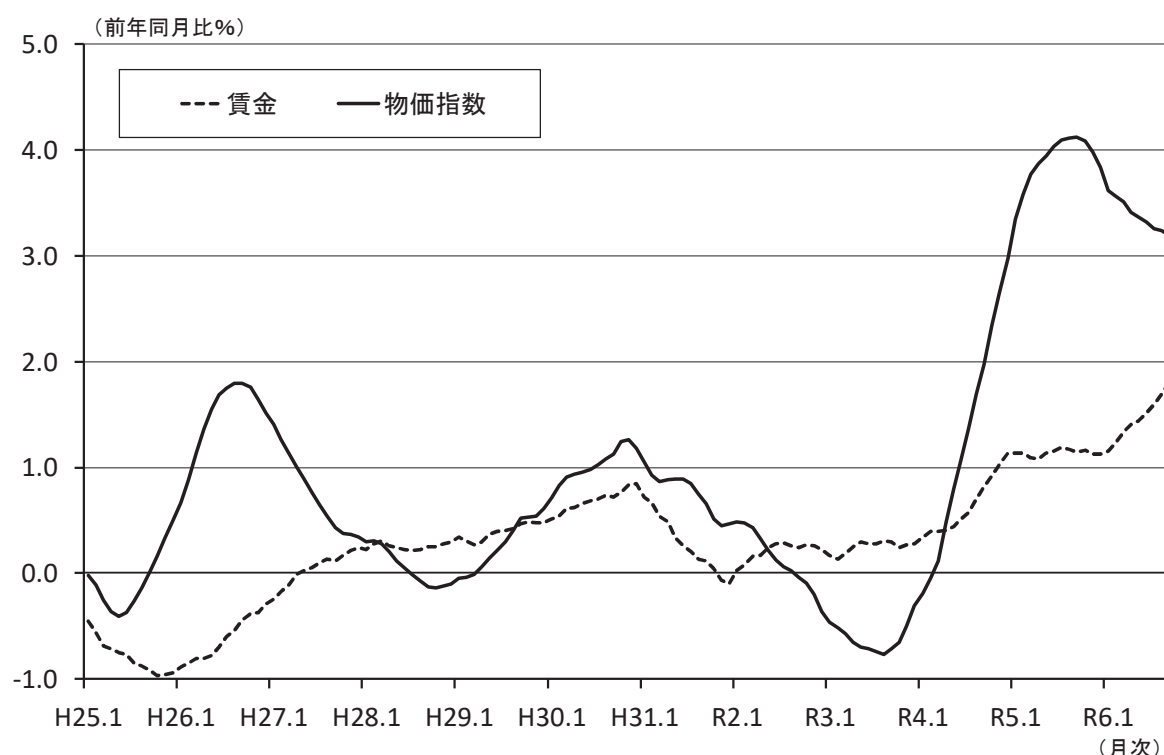
(注) 消費者物価指数（除く生鮮食品）の対前年度比（%）の政策委員見通しの中央値。

(出所) 日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

(イ) 賃金の動向

日銀は「物価安定の目標」の達成には、賃金と物価の好循環が重要との考え方を示しているが、「異次元の金融緩和」開始以降の賃金と物価の伸び率の推移を確認すると、現状では、トレンドとして所定内賃金の上昇が物価の上昇に追いついていない姿が続いてはいるものの、人手不足等により企業の賃上げの動きが見られ、その差は縮小していることがわかる²¹(下図参照)。

賃金と物価の推移（12 月移動平均）



(注) 賃金は事業所規模5人以上、全就業形態、全産業の（名目）所定内給与、消費者物価指数は、消費税調整済の帰属家賃を除く総合ベース。グラフに掲載している計数は月次計数を12月移動平均した値。

(出所) 総務省「消費者物価指数」、厚労省「毎月勤労統計調査」を基に作成

²¹ 単月の実質賃金で見ると、ボーナスを含む現金給与総額では、令和6年6月及び7月において前年同月比でプラスに転じたが、8月及び9月には再びマイナスとなっている。

企業の販売価格見通しも上昇する中で先述したとおり物価上昇率は落ち着きを取り戻す一方、令和6年の春季労使交渉の賃上げ率は5%超と1991年以来の高水準となっており、2年連続で大幅な賃上げが実現している。そのため日銀は、消費は底堅く、緩やかに増加していくと予測している。

植田総裁は、家計や企業において賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムに変化が見られるとしており²²、今後は、こうした変化が定着し、2%の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現されるのかに注目が集まっている。

(2) 金融行政に関する最近の取組と課題

鈴木金融担当大臣は、令和6年8月26日に開催された金融審議会総会において、「保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策」及び「資金決済制度等のあり方」に関する検討を行うよう諮問した。ここでは、各諮問事項について概説する。

ア 保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策

損害保険業界では令和5年、中古車販売店の株式会社ビッグモーター（現：ウィーカーズ）による保険金不正請求事案及び大手損害保険会社4社による保険料調整行為事案といった度重なる不適切事案が確認された。

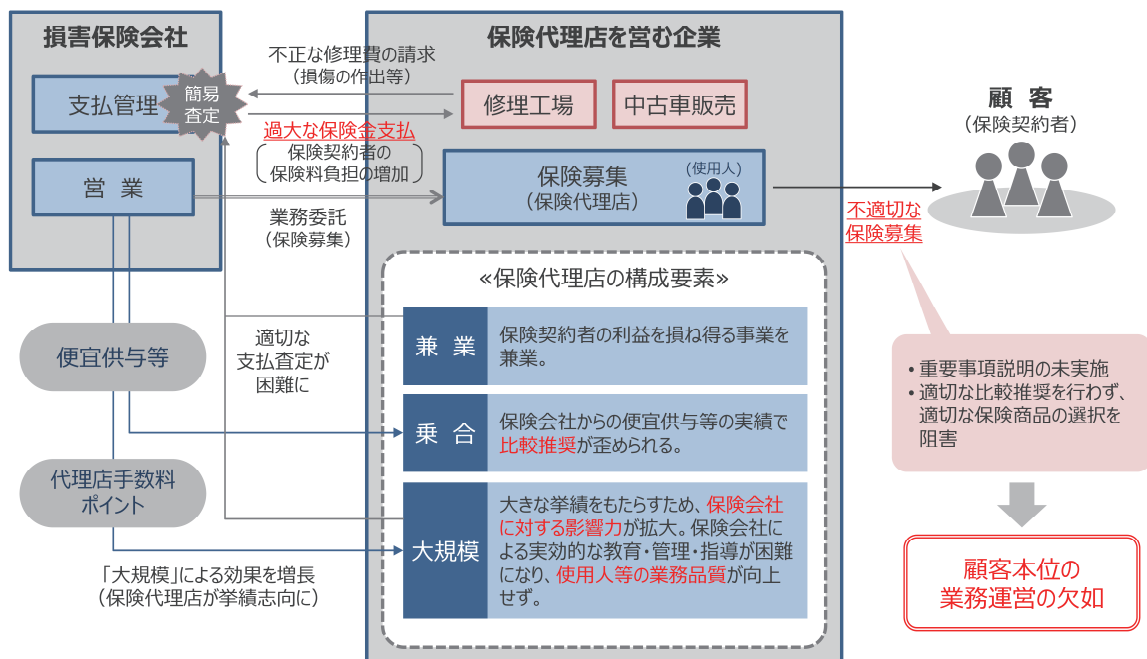
保険金不正請求事案は、一部の損害保険会社が自動車修理工場及び乗合保険代理店²³を兼業していた同社の保険契約の取扱件数等を過度に重視し、保険業法が求める保険代理店に対する適切な教育・管理・指導（以下「指導等」という。）が実質的に機能しなかったほか、査定の簡略化なども行われていたものである。損害保険会社及び保険代理店が自社の利益を優先させた結果、不適切な保険募集が行われるといった顧客本位の業務運営の欠如につながったことが問題視された。

²² 令和6年5月8日総裁講演「賃金と物価の好循環と今後の金融政策運営」（読売国際経済懇話会における講演）

²³ 複数の保険会社の商品を扱う代理店のこと。

(参考) 保険金不正請求事案で認められた課題

<今般の保険金不正請求事案に関する各種の課題の関係性>



(出所) 金融庁資料

保険料調整行為事案は、令和4年12月、企業向け共同保険契約²⁴に係る入札において、大手損害保険会社4社の担当者による応札前の価格調整が行われたものである。事案の発覚を受け、金融庁は保険業法に基づく報告徴求命令を発出、その後、共同保険の組成過程において、複数の損害保険会社が入札前に保険料の事前調整を行うといった、独占禁止法²⁵に抵触するおそれのある行為が幅広く行われていたことが確認された²⁶。

このような事案に至った背景として、企業向け保険市場は、大手4社の寡占市場となっており、①幹事保険会社の保険料を基準に組成される共同保険のビジネス慣行、②政策保有株や便宜供与実績といった保険以外の要素がシェアに影響を及ぼす環境、③企業グループに属し位置付けが不明確な企業内代理店の存在——といった不健全な競争環境のほか、自然災害の頻発・激甚化による火災保険の赤字が常態化する中での営業部門へのプレッシャーもあったとされる。

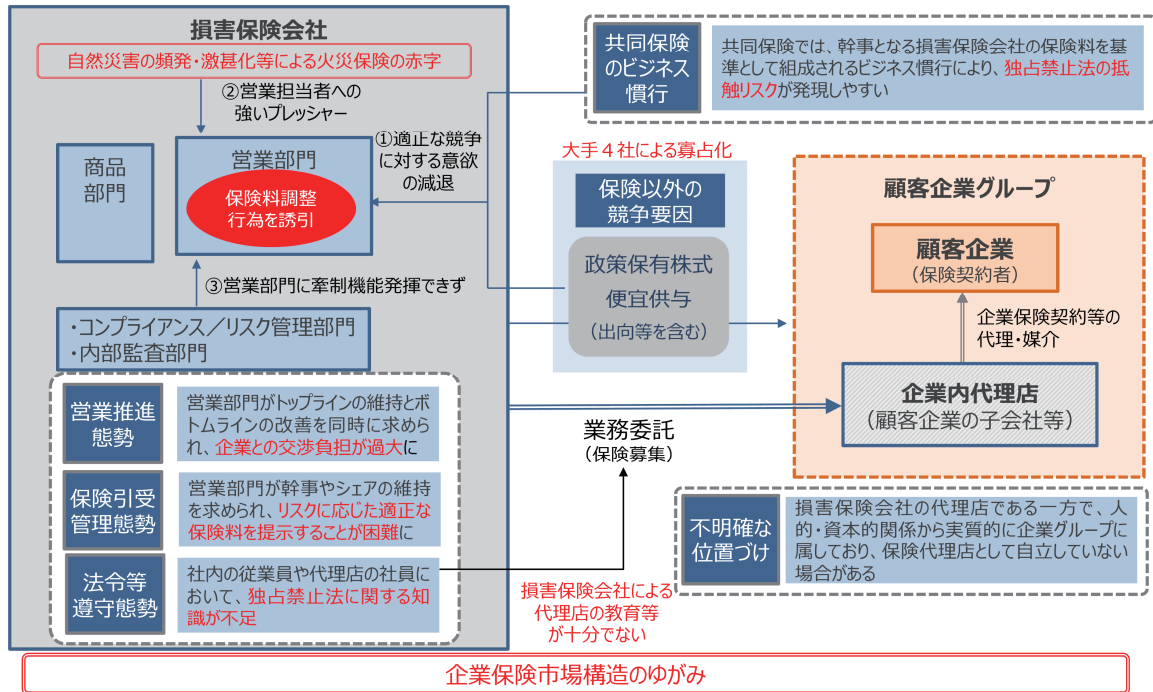
²⁴ 1つの保険契約を複数の保険会社が共同して引き受けることで保険金支払いリスクを分散する契約形態。保険契約上の責任は各保険会社が引受割合に応じて負い、幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行する。

²⁵ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

²⁶ 公正取引委員会は、独占禁止法違反（不当な取引制限）を認定し、大手4社に計15件、約21億円の課徴金納付命令を発出するとともに、代理店も含めた5社に計32件の再発防止を求める排除措置命令を発出した。（公正取引委員会「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」（令和6年10月31日））

（参考）保険料調整行為事案で認められた課題

＜今般の保険料調整行為事案に関する各種の論点の関係性＞



（出所）金融庁資料

金融庁及び財務局は、これらの事案に対し、法令に基づきビッグモーター社の代理店登録の取り消し（令和5年11月）のほか、業務改善命令を発出する等の一連の行政対応を行った²⁷。

さらに、上記の不適切な両事案が、業界の慣行が作り出す市場環境が大きな要因となっているという認識のもと、金融庁は、令和6年3～6月にかけて「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、我が国保険市場の健全な発展に向けた必要な取組について、幅広く議論を行った。有識者会議による報告書（同年6月25日公表）では、①大規模代理店に対する指導等の実効性の確保などの顧客本位の業務運営の徹底、②企業内代理店のあり方などの健全な競争環境の実現――を柱とした再発防止施策が盛り込まれた。

このうち法改正が必要と考えられる論点の検討を継続するため、同年8月の金融審議会総会では、冒頭の諮問とともに同報告書を踏まえ、(ア)大規模乗合代理店に対する厳格な規制、(イ)企業向け保険市場における競争環境の改善を通じた活性化を図るための保険仲立人²⁸の活用促進、(ウ)企業向け火災保険の赤字構造の改善――などの主な検討課題が示された。現在、金融審議会に設置された損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループにおいて、これらの課題について検討が行われている。

²⁷ 保険料調整行為事案に関し令和5年12月に大手損害保険会社4社に対する業務改善命令を発出、保険金不正請求事案に関し令和6年1月に損害保険ジャパン株式会社及び親会社であるSOMPOホールディングスに対する業務改善命令を発出。

²⁸ 顧客（企業等）から委託を受けて保険契約の締結の媒介を行う者。平成8年の制度導入以降、登録業者数・取扱契約額は伸び悩んでいるとされる（令和6年10月17日現在、登録業者数63社）。

イ 資金決済制度等のあり方

送金・決済サービスの分野では、経済・社会全体のデジタル化等の変化に応じ、令和2年以降、資金移動業の柔構造化、暗号資産交換業の規制強化、電子決済手段等取引業の創設といった対応が行われてきた。ただ足下では、このような送金・決済サービス分野のほか、与信サービス分野においても、利用者・利用形態の広がりや、近年新たな金融サービスの登場がみられている。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和6年6月21日閣議決定）では「分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、（略）決済の円滑化等を図る」と言及されている。このような状況を受け、同年8月の金融審議会総会においては、資金決済制度等に関し「利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと」が諮問された。諮問と同時に示された主な検討課題は、以下の図のとおり大きく3分野・6項目であり、こうした課題について、現在、金融審議会に設置された資金決済制度等に関するワーキング・グループでビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討が進められている。

資金決済制度等に関するワーキング・グループにおける主な検討課題

① 資金決済制度関係＜送金分野＞

資金移動業者の破綻時には、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとされており、利用者への資金の還付に最低約170日の期間を要する。

- **利用者資金の還付手続きをより迅速に進めていく**観点からどのような制度整備が考えられるか

様々な目的で国境を越えた送金を行う**クロスボーダーの収納代行サービス**が登場している。

- こうしたサービスと、**資金移動業者による送金サービスとの規制の衡平**をどのように考えるか

② 資金決済制度関係＜暗号資産等分野＞

暗号資産交換業者の国際的な破綻事例が発生した。

- グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に、**国内の利用者財産の返還**を担保する仕組みが考えられないか

特定信託受益権の発行見合い金について、全額を預貯金で管理することが求められている。

- 電子決済手段としての価格安定性、流動性、償還確実性を確保しつつ、**管理・運用方法を柔軟化**することについてどう考えるか

③ その他

事業者が利用者からの依頼に基づき資金を預かることなく送金した上で、後日利用者に対して立替金を請求するような取引（立替サービス）が登場している。

- こうした**立替サービスと資金移動業者による送金や貸金業者による与信**との関係をどのように考えるか

外貨建てのファイナンスニーズ等に応えるため、国内に拠点を有しない外国銀行等が国内銀行が組成するシンジケートローンに参加して貸付を行う場合には貸金業登録が必要となる。

- 国内への営業所設置など**貸金業登録にあたっての規制**に係る事業者の負担をどのように考えるか

（出所）金融庁資料に加筆

図中①の送金分野については、(ア)利用者保護の観点から資金移動業者に課される供託金の迅速な還付のための制度整備²⁹、(イ)実質的に類似のサービスを提供する国境を越えた

²⁹ このほか、令和2年の改正資金決済法により設けられた100万円超の送金を可能とする第一種資金移動業について、利用者の利便性等の観点から利用者資金を原則滞留不可とする規制の見直しも議論される。

クロスボーダーの収納代行サービス³⁰と資金移動業による海外送金サービスとの間の規制の衡平——が示されている。

②の暗号資産等分野については、(ア)グローバルな暗号資産交換業者の破綻時の国内利用者財産を確保する方策³¹、(イ)特定信託受益権型ステーブルコイン（３号電子決済手段＝特定信託受益権発行スキーム）発行者に対する発行見合い金の管理・運用方法に係る規制の柔軟化³²——が示されている。

③のその他については、(ア)後払い（立替サービス）送金³³の資金移動業者の送金・貸金業者の与信との関係、(イ)国内拠点を有しない外国銀行等のシンジケートローンへの参加における規制のあり方³⁴——が示されている。(ア)の後払い送金については、与信機能を有しながら送金サービスを行うといった資金移動業及び貸金業の両方の性質を持つサービスと考えられるが、現行制度上想定されていないため、為替取引や貸付けの業該当性については個別のサービスの実態に照らして判断されている。

内容についての問合せ先

財務金融調査室 相川首席調査員（内線 68480）

³⁰ 令和２年の改正資金決済法では、一部の収納代行サービスは為替取引に該当することを明確化し、資金移動業の規制を受けることとなったが、債権者が事業者、かつ、債務者（一般利用者）に二重払いの危険がないといった典型的な収納代行サービスについては、規制の対象外とされている。近年、クロスボーダーの新たな収納代行サービスが登場しており、法域を跨がることや遅延リスクの存在により、利用者保護の問題が生じる可能性がある。

³¹ 暗号資産取引所のＦＴＸが令和４年１１月に米連邦破産法１１条の適用を申請し経営破綻。その日本法人であるＦＴＸジャパンは、資金決済法上の暗号資産交換業者と金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者であった。同法人のケースでは、金融商品取引法上の国内資産保有命令により、資産の国外流出が防止されたが、資金決済法には同様の規定がなく、暗号資産の現物取引のみを行っている暗号資産交換業者において、同様の破綻等が生じた場合に、暗号資産の国外流出を防止できないおそれがある。

³² 現行規制上、特定信託受益権のスキームを利用した法定通貨と連動して価格の安定性を実現するように設計された電子決済手段であるステーブルコインの発行者には、発行見合い金の全額について、同通貨建ての要求払い預貯金での管理が求められる。

³³ 資金移動業者は通常、事前に資金を預かり送金を行うところ、事前に資金を預かることなく送金した上で、後日利用者に対して立替金を請求するサービス。給与前払い、金銭債務に係る支払い代行、ＢＮＰＬ【Buy Now Pay Later：（例）クレジットカード等を使用せず商品を購入した後、送付される請求書に基づきコンビニ等で支払を行う後払い決済サービス】サービスなどがある。

³⁴ 現行規制では、国内拠点の設置や人的要件の充足が求められる。